



ご案内

模型飛行士登録

日本模型航空連盟 模型飛行士登録規定

制定:1976年3月1日
改定:2026年7月1日

模型飛行士登録の目的

日本模型航空連盟は、国際航空連盟 (Fédération Aéronautique Internationale : F.A.I と略す) 規約に定められた航空スポーツの理念に基づき、模型航空機及び模型宇宙機の飛行を行うものを登録し、その飛行に伴う責任の自覚と正しい知識・技術の向上により、安全性の確立をはかり、わが国模型航空の健全な発展を期することを目的とする。

模型飛行士登録の手続き及び登録証の扱い

- I : 新規登録
- 当連盟宛てに所定の申込用紙を請求する。
 - 用紙の全ての項目に記入及び捺印の上、郵便局窓口またはゆうちょ銀行 ATM から払込手続きを行う。【※註】用紙の注意事項を熟読のこと】
 - 払込み手続きから約3週間後に郵送される「飛行士登録証」を携行する。
- II : 更新登録
- 有効期間が終了する約1カ月前までに郵送される申込書兼払込票により、郵便局窓口またはゆうちょ銀行 ATM から払込手続きを行う。【※註】用紙の注意事項を再読のこと】
 - 払込み手続きから約3週間後に郵送される「飛行士登録証」を携行する。
- III : 有効期間
- 新規) 当連盟の登録手続き完了日から1年間とする。
 - 更新) ① 有効期間当日までに申込みかつ払込みの場合は、継続して1年間。② 有効期間を過ぎた手続きの場合は、当連盟の登録完了日から1年間。
- IV : 登録事項の変更
- 登録事項に変更があったときは、速やかに当連盟に通知する。
- V : 登録証の再交付
- 登録証の再交付を希望する場合は、以下による。
- 再発行申請料1,100円を、現金書留にて後記の宛先に送付する。
 - 書留封筒に、下記を記したメモを同封する。【必須】
① JPN登録番号、② 住所及び氏名、③ 再交付の理由、④ 電話番号
 - 再交付する登録証の有効期限は、原登録証と同じ。
- VI : 登録の終了・失効
- 登録は下記の場合終了する。
① 登録者本人が申し出たとき。② 登録期間が終了したとき。③ 登録者が死亡したとき。
 - 登録の失効
① 模型飛行士に付与された登録番号は、有効期間を過ぎ一定の期間内に更新手続きを行わないときは取り消され、その登録番号を復活し再度の登録を行う事はできない。
② 日本模型航空連盟会長が、安全管理上の理由により登録を取り消したとき。
- VII : 登録証の提示
- 模型飛行士は、F.A.I. スポーツ規定に準拠して日本模型航空連盟の主権、公認、承認した選手権大会、競技会、記録会、飛行会等に参加するときは、有効な模型飛行士登録証を主催者に提示しなければならない。
 - 模型航空団体または模型航空関係機関が必要と認めるときは、有効な模型飛行士登録証を主催者に提示しなければならない。【※註】上記のいずれの場合も、一旦払込みされた後の返金はしない。】

模型飛行士登録記号番号 (登録番号)

模型飛行士には模型飛行士登録記号番号 (NATIONAL IDENTIFICATION MARK & NUMBER) が付与され、有効期間が明記された模型飛行士登録証が送付される。登録番号の表示方は I.O.C (国際オリンピック委員会) で規定する日本国籍番号「JPN」、模型飛行士登録時点の住所の都道府県を識別する2桁の数字、模型飛行士の F.A.I 識別記号「F」および登録の順に割り当てる6桁までの数字からなり、この順で配列する。模型飛行士は自己の模型航空機に登録番号を表記し飛行を行う。(F4Cスケール機、F1D室内機等は除く) (例) JPN33F123456

第三者賠償責任保険

- 模型飛行士は、登録日をもって、日本模型航空連盟が本書に定める第三者賠償責任保険に加入したものとす。
 - 登録者は、その有効期間中に模型航空機を取扱い、または飛行させることにより第三者の身体、または財物に損害を与えた場合、損害の賠償に当たり、保険金の請求をすることができる。
 - 第三者賠償責任保険の保険金限度額および免責額は、前項の損害が発生した時点で有効な保険契約内容によるものとする。
 - 第三者賠償責任に関わる保険金の支払請求、その他の手続き等については日本模型航空連盟が契約する引受保険会社の定めるところによる。
 - 下記の場合は、保険の適用対象外とする。
 - 無人航空機同士の接触による機体の損害。
 - 飛行させる機体の仕様が、後述の規定に定める範囲を超える場合。
 - 以下に該当する時。
 - 航空法に違反した飛行による事故の場合。
 - 事故後に、航空法で定められた報告及び処置を行っていない場合。
参考) 国土交通省 無人航空機登録ポータルサイト
https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_ua_houkoku.html
- 【※註】事故が故意によるものと判明した場合は、保険金の返還が求められます。】

模型飛行士登録規定に定める 模型航空機及び模型宇宙機

- この規定に定める模型航空機及び模型宇宙機とは、F.A.I. スポーツ規定セクション IV、模型航空機一般規定に準拠し、日本模型航空連盟会長の定める範囲をいう。
- I : 飛行目的
- 航空スポーツ・レクリエーションの飛行に限られ、下記の目的には適用されない。
貨物輸送・農業散布等の営業を目的とした飛行、軍事利用を目的とした飛行、企業・教育機関などの研究開発を目的とした飛行等。
- II : 模型飛行士登録適用一般機体仕様限界
- 最大重量 (飛行時燃料を含まず) 15kg
 - 最大総翼面積 (主翼・水平尾翼合計面積) 250dm²
 - 最大回転翼面積 (最大ローター排気面積) 250dm²
 - 最大翼面荷重 200g/dm²
 - 最大ピストンエンジン合計排気量 125cc
 - 最大タービンエンジン合計推力 15kg
 - 最大無負荷動力電圧 51V
 - 最大バルブジェットエンジン排気口径 40mm
(但しバルブジェットエンジンの使用はコントロールラインのみ可能)
- III : 国内模型宇宙機規定
- 日本モデルロケット協会制定の下記の範囲の模型宇宙機を模型飛行士登録適用機とする
- 機体重量 500g 以下 (エンジンと燃料含む
S7 競技機のみ 750g 以下)
 - 火薬量 200g 以下 (黒色火薬 / コンポジット燃料)
- IV : フリーフライト国内級競技適合機
- 日本模型航空連盟フリーフライト委員会 フリーフライト国内級競技機規定の定める機体を模型飛行士登録適用機とする。(参考: <http://www.jmaf.jp/f/>)
- V : マルチローター機 (ドローン) の保険適用範囲
- F.A.I. の F9U 国際競技規定に定める範囲を模型飛行士登録適用範囲とする。
- 最大離陸機体重量 : 1kg (動力バッテリーを含む)
 - 最大推力軸間距離 : 330mm
 - 最大バッテリー電圧 : 25.5V (リポ6セル、1セル最大4.25V)
 - 最大プロペラ直径 : 6インチ (15.2cm)
 - 最大固定チルト角度 : 15° (飛行中可動不可)
- ※国際競技規定に変更がある場合は、そちらに従う。
- VI : F.A.I. 国際競技規定外機体の非保険適用
- 自立航空式フライング・ロボット、国内認証外の電波、赤外線等の遠隔操縦装置を使用するトイプレーン等の機体は模型飛行士登録制度の保険適用対象外とする。

航空法及び関連する飛行ルールの準拠

- 模型航空機を飛行させる場合は、航空法その他のルールに従う。また、航空法で定められた無人航空機に該当する機体は、以下を遵守する。
- I : 飛行前に定められた登録。
- II : 飛行が認められている空域内における、定められた方法による飛行。
- III : 機体の登録時に発行された無人航空機登録記号の、機体への表示。
(高さ3mm以上で機体本体部所に表示。)
参考) 模型飛行士登録記号番号 (JPNxxFxxxxxx) の文字サイズは高さ25mm以上。
- IV : その他、最新の航空法及び飛行に関するルールに従う。
参考) 国土交通省 無人航空機登録ポータルサイト
<https://www.mlit.go.jp/koku/drone/>
検索キーワード 無人航空機 登録

その他安全飛行のための付則

- I : 回転翼に関する安全規定
- 全金属製のプロペラの使用は認められない。
 - 全金属製回転翼の使用は認められない。
 - 修理品の回転翼およびプロペラの使用は認められない。
- II : ハイスター等々の安全規定
- パチンコ式及びバンジースタート等、曳航索のないゴム等のみの発航は認められない。
 - 全金属製曳航索の使用は認められない。
- III : タービンジェットエンジン機、ガソリン機の延焼防止のための飛行場使用等の安全規定
- 飛行場は舗装路面に準拠した滑走路を草地以外に有するか、草地の場合、延焼を防止するため離着陸域を十分に刈り込み、飛行場内に刈り込み後の枯れ草等を放置しない。
 - 有効な消火機材 (消火器等) を待機場に準備しなければならない。
- IV : 複数機同時飛行の安全規定
- 複数機の同時飛行は可能な限り回避し、同時飛行を行う場合は、空中衝突による墜落事故を想定した地上安全領域を確保しなければならない。

申請料金

- 新規及び更新登録: 5,000円 / 1年間
- 再発行 : 1,100円 / 申請一回につき



JAPAN MODEL AERONAUTIC FEDERATION

日本模型航空連盟 模型飛行士登録係

〒105-0004

東京都港区新橋1-18-1 航空会館内

TEL 03-3591-6606 FAX 03-3591-6606

受付) 月~木の10:30~12:30、13:30~16:30
(祝祭日、年末年始/GW/夏季休業日を除く)

HPアドレス) <http://www.jmaf.jp>

「加入者証」

他人（第三者）にケガをさせたり、 他人（第三者）の物に損害を与えた場合に備えて

航空スポーツを行う人は、他人に迷惑をかけないことを念頭におかなければなりません。模型飛行士は、登録日をもって日本模型航空連盟の第三者賠償責任保険の被保険者となります。この保険では各登録者に証券は発行されませんが、あなたの登録証に記載された登録番号（JPN〇〇…）が保険番号として使われます。また、保険は登録証の有効期間中におきた事故が対象となります。

1. 保険の対象

登録者であるあなたの模型航空機の操作によって、他人（第三者）へケガを負わせたり、他人の物を損壊してしまった時など、日常生活に起因する偶発的な事故が原因で法律上の賠償責任を負った場合が対象となります。したがって、あなた自身、あなたの所有物は、対象となりません。また、法人・使用者等の責任は本保険の対象となりません。

2. 保険の最高限度額

最高限度額は1事故あたり1億円です。最高限度額を限度として保険金を請求することができます。

3. 保険金を請求できる事故

模型航空機の操作によって、誤って他人へケガを負わせた場合（対人）や他人の物を損壊してしまった場合（対物）に、相手に支払わなければならない法律上の賠償責任に基づく賠償金（治療費や修理費など）や関連して支出した争訟費用などを保険金として請求できます。

4. 保険金を請求できない主な場合

次の場合、保険金は請求できません。

- 保管中、組立中に生じた事故
 - 故意に起した事故
 - 他人から借りたり預ったものに生じた損害
 - 同居している親族に与えた損害
 - 戦争・暴動・天災等に起因する事故
 - 被保険者の職務遂行に起因する賠償責任
 - 酒気を帯びた状態での操縦中に生じた事故
- ※上記は主な場合であるため、より詳細なご契約内容については日本模型航空連盟までお問い合わせください。

5. その他の注意事項

- 事故が起きた場合、あなたの不必要な負担を避けるためにも、速やかに以下に記載の「東京海上日動の事故受付デスク」にお電話ください。
- あなたが他にこのような保険に加入されている場合は、事故報告の時にその旨必ずお申し出ください。この場合は、両方の保険から分担して保険金が支払われます。
- 保険会社の同意なく示談した場合、保険金が支払われないことがありますので、ご注意ください。

万一事故が起きたら

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社
航空宇宙・旅行産業部 航空営業課
〒100-8107 東京都千代田区大手町1丁目5-1
大手町ファーストスクエア

24時間 365日受付の「東京海上日動の事故受付デスク」

TEL：「0120-119-110」へ直ちに連絡

「日本模型航空連盟の第三者賠償責任保険の被保険者である」とことと、次の内容を正確に伝えて下さい。

a. あなたの登録番号・住所・氏名・電話番号

b. 事故の発生の日時・場所

c. 事故の状況

d. 相手（被害者）のケガ・損害の程度

e. 被害者の住所・氏名・電話番号